

令和6年 第1回真狩村議会定例会会議録(2日目)

○開議及び散会

開議 令和6年3月11日 午後 1時30分

散会 令和6年3月11日 午後 2時24分

○出席議員 (8名)

1番	大平 慎一郎	2番	大町 徹
3番	安藤 義明	4番	佐々木 義光
5番	向井 忠幸	6番	福田 恵子
7番	陰能 裕一	8番	佐伯 秀範

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

村長	岩原 清一	副村長	長船 敏行
教育長	齊藤 信之	総務課長	山田 浩二
企画情報課長	西田 恵治	住民課長	松枝 主範
税務課長	高橋 和義	産業課長	八丁 幸一
建設課長	加藤 克博	会計管理者	谷口 安
保育所長	酒井 秀利	教育次長	釜野 克己
農業委員会事務局長		代表監査委員	印南 正治
	北野 一志		

○出席議会事務局職員

事務局長	馬淵 拓哉	書記	森 妙子
------	-------	----	------

○議事日程

1 一般質問

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
13:30 開議	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいまの出席議員数は8人です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
	〃	<p>諸般の報告を行います。</p> <p>本定例会に出席を求めた者及び、説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧にしてお手元に配布しております。</p>
日程 1	〃	<p>日程 1</p> <p>一般質問を行います。</p> <p>順番に発言を許します。</p> <p>7番 陰能裕一君</p>
	7 番 (陰能裕一)	<p>通告に従い、一般質問を行わせていただきます。</p> <p>冒頭、令和6年能登半島地震の被災者の皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く日常生活に戻るよう祈念申し上げます。今回は、このような災害を教訓として本村の災害時に役立てようとの立場から、考えを伺うものであります。</p> <p>事業活動を伴わない廃棄物は、全て一般廃棄物に分類され市町村に適正処理の義務がございます。地震のほか、水害など想定される災害によって発生する廃棄物の種類も量も違いまして、いろいろな種類の廃棄物が、それこそ何年分も大量に発生することが予想されます。</p> <p>国の災害廃棄物対策指針では、都道府県や市町村に「災害廃棄物処理計画」を作成し、実際に災害が起きたときに、どのように災害廃棄物に対処するかを事前に定めておき、次の災害に備えることを求めています。</p> <p>本村においては、現在まで豪雨や地震があっても幸いに甚大な被害がなかったことから、「災害に強いマチ」と自負することもあるかと思いますが、これを契機として「災害廃棄物処理計画」の策定を推進すべきと考えますが、村長の考えを伺います。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	答弁 岩原村長
	村 長 (岩原清一)	<p>ただいまの陰能議員の御質問にお答えしたいと思います。</p> <p>議員御指摘のとおり、災害廃棄物は一般廃棄物として処理をされます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、真狩村が第一義的な処理の責任を負うこととなります。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>災害廃棄物の特徴は、様々な種類を含む廃棄物が一度に、大量に発生することにあります。場合によっては、生活ゴミや避難所ゴミなどと並行して処理する必要があり、生活環境の保全・公衆衛生の確保のためには、適正かつ円滑な処理が求められるものでございます。</p> <p>さて、議員御指摘のとおり、災害廃棄物処理計画は、自ら被災することを想定し、発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な事項を、環境省の定める災害廃棄物対策指針のもとに、真狩村地域防災計画など既存計画と整合性を図りながら策定することになります。</p> <p>村といたしましては、災害廃棄物処理計画の令和6年度策定に向け、仮置場の選定や広域連携の調整、関係事業者との協議など、策定準備を進めたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 7 番 (陰能裕一)</p>	<p>7 番 陰能裕一君</p> <p>ただいまの答弁におきましては、令和6年度においては策定に向けて努力していきたいという答弁を早速頂戴いたしました。</p> <p>今回の質問に当たりまして、少し勉強させていただいたのでありますが、やはり、いざ大きな災害が来た場合、相当の補助金や起債が適用となり、激甚災害に指定されれば、その割合はまだ増えるというものでして、その点については安心したというところでございますが、ですが、その公費を投入するわけですから、非常時だから仕方がないということでは済まなくて、後の関係省庁の監査によっては、その補助金が減額されるということもあるようでございます。</p> <p>そんな中で、この計画を作りなさいということの基になっているのかなというふうに思います。それで大きく言いますと、整備が求められるのは2点ございまして、1点目は、先ほどおっしゃったとおり、仮置場の指定でございます。これは災害発生時には、廃棄物を被災場所から撤去して仮置場に集積し、その空いた場所の復興の一助としながら、また、仮置きした廃棄物は時間をかけて法にのっとり適正な処理をしていくという中で、仮置場の重要性というのがございます。やはり、私ども村民も日々のゴミの仕分けをしているとおり、混ざるといろいろお金がかかるとか、後の手間ひまがかかるというのと全く同じ議論でございます。</p> <p>また、先ほども答弁の中にありましたが、対応の手順とございますか、体制の整備のことでございます。これは書面の整備が多いのですけれども、災害の種類、規模による廃棄物の想定、分類、一説には10種類以上</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>と環境省では定めているようでございます。そしてこれには、やはりがれき類ばかりではなく、先ほど出てきました避難所から発生するし尿ですとか、段ボールですとか、そういう避難所由来の廃棄物も含まれるものであります。</p> <p>ちょっと繰り返しになるかもしれませんが。処理計画の重要性ということで若干触れさせていただきましたが、何せ少ない人員の中で、これからあるかも分からないといえますか、そういったものについて手を掛けるというのは、やはりその事務仕事の優先順位とか、やはり不要不急とか、他にも手を掛けるものがいっぱいあるのではないかというような考えもあるかと思いますが、この処理計画の重要性ということについて、改めて村長の見解を伺いたいと思います。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)</p>	<p>答弁 岩原村長</p> <p>それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。</p> <p>陰能議員がおっしゃるとおり、この補助金のやり方、それから仮設置場の対応、ただ場所を用意すればいいというものだけではなくて、うちの場合は広域でニセコ環境の方に処理していただくということがございまして、相手側の処理する方法に合わせないといけないというもございまして。そしてまた一斉に山麓7か町村が被災した場合、その7か町村のゴミが全てニセコ環境で処理できるのかというようなこともございまして。</p> <p>そういった意味でこの災害計画を作ることによりまして、具体的に廃棄物の仮設場所の設置、それから運営方法、それに関して生活ゴミや避難ゴミ、仮設トイレなどがある場合には、し尿も含めた処理体制について、この計画の中で記載をしていくというようになります。仮設置場というふうになりますと、うちのほうでドンと置いて、その分別するだけの土地を用意しないとイケない。運搬するにも、ちゃんと分類されて運搬するようにできる、そういった土地を用意するのが一番だと思うのですが、今のところ具体的な土地の場所と災害のゴミの量もちょっとまだ想定していませんけれども、今考えているところではちょっと村の中にはないかなど。できれば、民地から遠いところがいいなというふうには思っておりますが、そういった意味で、今後民有地を借るということも手だと思いますし、そういうのも含めて広い意味でこの計画の中で盛り込んでいければというふうには思っているところでございます。</p> <p>それから、この手順ですが、この災害の計画につきましては、先ほど</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>議員の御指摘のとおり、補助金が入りますが、その手順を間違えると補助金が出なくなるといいますか、減額されるというようなことでございます。そういった意味も避けるためにも、とっさの場合に慌てることのないように、災害廃棄物処理計画というのをしっかり作って、スムーズに災害時の初動体制の構築ができるようなものの計画を作っていきたいというふうに思っております。それにつきましては、関係7か町村の協議も必要ですし、相手方の環境処理業者のお話も必要になってきますが、これにつきましては早急に策定を進めて、6年度には皆さんに公表できるようなものにしていきたいというふうに思っているところでございますので、御理解のほどよろしく申し上げます。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 7 番 (陰能裕一)</p>	<p>7 番 陰能裕一君</p> <p>ただいまの答弁では、仮置場の選定につきましては、なかなか難しいと、民有地を含めて検討しなければいけない。あるいは、手順の作成については、やはり初動の体制をしっかりとやるために整備していかなければならないと。6年度中に作成して公表できるようにしたいという答弁を頂戴しました。また、今の廃棄物処理の実情、広域でやっているという実情の中で、また検討していく必要があるのではないかと話もありました。</p> <p>そこで、その中で各町村におきまして、こういった計画を作るのに、廃棄物行政に精通した方が、なかなか少ないと。真狩においては、管理型の最終処分場を持っている関係から、今現在も庁舎の中には何名かそれに必要な資格を持っている方も何人かいらっしゃるようですが、やはり精通者が少ないということがひとつ問題になってくるのかなというふうにも思います。それこそ現実、広域で今ゴミの処理を運用しているということもありますので、場合によっては仮に7か町村で1人ずつやるのも、それが一番理想なんですけれども、こういった策定のことも広域の中で計画をしていくということも一案でないのかなというふうに考えます。広域で考えると、場合によっては人事交流とかそういうことも含めた中で、大胆な迅速なことができるのではないかなというふうにも考えます。最後、この点をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範)</p>	<p>答弁 岩原村長</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	村 長 (岩原清一)	<p>ただいまの御質問にお答えしたいと思います。</p> <p>議員御指摘のとおり、今真狩村には廃棄物処理施設技術管理者資格を持った方が2名いらっしゃいます。この管理者の資格を、なかなか人事異動等ございまして、やはり人が替わるということで、実質の担当者が今持っていない方になっております。そういった不備がないように、すぐにまた取りに行くように、研修等を受けたいというふうに思います。また、その他に災害のゴミの取扱いだとかいろいろなゴミの取扱いが、今ゴミの関係につきましては、ゴミ処理というだけではなくて、地球環境というのですか、そういうような部分もございまして、適正に処理をするというのがルールでございまして、そういった意味で、そういうような職員を増やす。それから環境省の方でもいろいろなゴミに対する研修会、講習会をインターネット上でもやっているというようなことで聞いております。そういった意味で、そういうようなものを職員、できるだけ多く受けて、災害ゴミになりますと、多くの方が同じ知識量を持っていた方がスムーズに行くというようなこともございまして、できるだけそういうような機会がありましたら、職員を出したい、勉強する機会を増やしたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>(陰能議員「終わります。」)</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>これで、陰能裕一君の一般質問を終わります。</p> <p>次に、4番 佐々木義光君</p>
	4 番 (佐々木義光)	<p>通告に従い、一般質問いたします。</p> <p>真狩村農業振興計画の作成についてです。</p> <p>国は、食料・農業・農村基本法を令和6年2月に改正しまして、農業の持続的発展と農村の振興を理念として掲げております。</p> <p>また、令和7年までに人・農地プランを改正するよう示しておりますが、その中でも農業振興方策を示さなければなりません。地域農業振興方策を示すのが農業振興計画であります。真狩村の持続可能な農業を実現していくためにも、農業振興計画は非常に重要だと思いますので、真狩村農業振興計画の作成についてお伺いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>答弁 岩原村長</p>
	村 長	<p>それでは、佐々木議員の御質問にお答えしたいと思います。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	(岩原清一)	<p>国では、令和6年2月に食料・農業・農村基本法の一部改正案を閣議決定し、国会へ提出されました。</p> <p>改正案につきましては、食料安全保障の確保などについての基本理念や、基本的施策などについて定めたものであります。</p> <p>また、現在の「人・農地プラン」から「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」というものへ移行し、令和7年3月までに「地域計画」を作成することになります。</p> <p>真狩村の「地域計画」につきましては、令和6年4月より施行予定のため、現在準備を進めているところでございます。地域計画の中の目標地図等については、協議の場を開催しており、その他の地域における農業の将来のあり方等について作成しているところでございます。</p> <p>佐々木議員御質問の、「農業振興計画」については、現在真狩村では作成しておりません。</p> <p>「農業振興計画」とは、農村振興策を具体化していくための将来像を明確化し、地域の特性に応じて、農業生産基盤の整備のみならず、必要とされる生活環境の整備やその他の施策を総合的に整理し、必要な取組を明確化する計画になります。</p> <p>また、この計画は農村の総合的な振興を図るために、生産基盤の整備と生活環境の整備等を総合的に推進するものであることから、原則として複数の市町村が連携した広域的な地域を対象として、都道府県又は市町村において策定することが望ましいとされております。これに基づきまして、北海道において令和3年3月に「第6期北海道農業・農村振興推進計画」が作成され、その中で後志地域についても記載をされているところでございます。</p> <p>また、「農業振興計画」の作成を行っているのは、後志管内では小樽市を除く19町村の中、7町村が作成しており、12町村は作成しておりませんでした。</p> <p>作成していない理由といたしましては、各町村が作成しております、「総合計画」の農業分野に記載することや「基本構想」、また、令和7年3月までに作成しなければならない「地域計画」に記載予定をしていることを理由にしております。</p> <p>真狩村におきましても、令和5年9月に作成しました「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」や、準備を進めております令和6年4月に策定予定の「地域計画」の内容に集約されていると考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 4 番 (佐々木義光)	佐々木義光君 ただいまの答弁の中で、今後経営計画の中で、また中期計画の中で集約されていくという御説明でした。他方、農業に関係しますJAでは、5年ごとに販売対策を含めた農業振興計画を作成しております。本村でも、JAの農業振興計画とマッチングするような農業振興計画を作成していく必要があると思いますので、その点について再度お伺いいたします。
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	答弁 岩原村長 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。 今おっしゃられましたJAの販売計画にマッチングしたというようなことでしたが、JAが5年ごとに作っています販売計画とか農業振興計画というのは同じものなのか、私はちょっとまだ分からないのですが、うちの方の部分で言いますと、農業振興計画につきましては、農業の現状と課題、施策等の展開方向、農業・農村の役割の計画の推進というようなものを農業振興計画に入れなさいというようなこととございます。その中で、うちが6年度に作るという地域計画の中に、計画の内容としまして、地域における農村の将来の在り方、それから農地の効率的かつ総合的な利用に対する目標、それから農村の地域における関係者の目標を達成すべき必要な事項の措置、そして農業を担う者の一覧表、農業支援サービスの事業者の一覧、それからおおむね10年の農用地の利用を示した目標地図ということとございます。そういった意味から、国が市町村に課している農業振興計画については、この地域計画の中に網羅されているというようなことで、先ほどお答えしたところとございます。JAの販売計画と申しますか、そういうものについて、マッチしないといけないとは思いますが、ちょっとその辺につきましてはちょっと調べさせてもらいまして、お答えしないといけないかなというふうに思っております。町村における将来像というものにつきましては、今言ったようなこととございます。もしこれに漏れているものがございましたら、農協の販売計画も見比べまして、今度6年度の地域計画の中で盛り込んでいきたいなというふうに思いますので、ちょっとうまく言えませんが、御理解を願いたいと思います。
	議 長 (佐伯秀範)	佐々木義光君

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	4 番 (佐々木義光)	J Aの農業振興計画でも、本村が今後作成していく農業振興計画であっても、目指す方向は同じだと思います。ただ違うのは、本村の持続的な農業を維持していくために、今後どのような作物を中心として、優良農地を維持していくかということが重要だと思いますので、その点網羅して作成していただきたいと思います。 終わります。
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	答弁 岩原村長 今佐々木議員がおっしゃられましたとおり、農協が目指している姿、それから市町村が目指している姿というのは同じ方向だということで、私も思っております。そういった中で、農協とはこれからもこの作成する上で、十分協議を重ねながら、令和6年度の地域計画の方にその趣旨を盛り込んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。 (佐々木議員「終わります。」)
	議 長 (佐伯秀範)	これで佐々木義光君の一般質問を終わります。 次に、3番 安藤義明君
	3 番 (安藤義明)	通告に従い、一般質問をさせていただきます。 本村における住環境整備について。 真狩村の人口予想推移は、2030年以降には1,500人前後とされている。今後、人口減少を食い止め、2,000人規模を維持していくには、住環境整備が重要だと考える。 以前から分譲している光団地は完売。本年度新たに売り出す社の森分譲地は、今のところ一戸建てがメインと思われる。周りにリゾート地を抱える町村においても、土地や家賃の高騰でかなり苦勞しているところである。 また、真狩村の農家においても、労働力の確保に向けた住居の整備がなかなか難しい問題となっている。これらの問題を打開するために、真狩村のこれからの住環境整備に対してのお考えをお聞かせ願いたい。
	議 長 (佐伯秀範) 村 長	答弁 岩原村長 それでは、安藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	(岩原清一)	<p>昨年12月23日に国立社会保障・人口問題研究所から、2020年3月の国勢調査を基にした地域別将来推計人口が発表されました。2050年に真狩村の人口は、2020年比で34.8%の減で1,333人と推計されております。</p> <p>全国で人口の減少が進む状況下において、村の人口規模を維持するためには、村外から転入していただく、移住施策は重要であると考えております。</p> <p>さて、御質問の住環境整備についてでございますが、村の移住施策としましては、議員御指摘のとおり、民間住宅建設補助12戸分や分譲地の造成、それから、教職員住宅を改修した見晴ハウスや北海道から買い受けて整備した真狩村共済住宅など、移住・定住住宅11戸分の整備などを行ってまいりました。</p> <p>賃貸住宅施策としては、光団地で2区画販売したものの、賃貸住宅用としての応募が無く、一般住宅用として提供することとなりましたが、社の森ふれあいタウンでは、賃貸住宅の建設も可能となっておりますので、今後に期待したいところでございます。</p> <p>また、労働力確保につきましては、フラワーセンターで管理しているシェアハウス9部屋及び宿泊研修室3部屋の計12部屋整備しているところでございますが、今後の整備につきましては難しいと考えているところでございます。村がする整備ですね。</p> <p>今後につきましても、移住施策推進に向けて住環境の整備について、検討してまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。</p>
	議 長 (佐伯秀範) 3 番 (安藤義明)	<p>安藤義明君</p> <p>村としても光団地をはじめ、この度の売り出す社の森分譲地、あその住宅も1戸建てではなく、アパートとかそういう感じの建て方も可能であるということをお聞きしました。また、いろいろな意味で移住安定促進住宅とか、見晴ハウス、共済住宅とか、いろいろ用意して、いろいろな面でケアはしていると思っておりますが、今のところ全てにおいて満室ということが出ています。村のホームページを見ましても、見晴ハウスは受付しますと書いてありますけれども、現在空きなし。共済住宅8戸ありますけれども、結局応募したのは3件、応募というか可能な件数は3戸となって、そこも現在空きなしとなっております。今、ホームページは移住・定住の重要性を村長は図っていると思っておりますけれども、なかなかそういう受入れ場所がないということで、これからどうふうにし</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	<p>ていくのかということで、民間賃貸共同住宅等建設補助金というのが以前ありました。令和2年から令和6年までとありましたけれども、現在、今年令和6年ですけれど、今年の計画書を見ても盛り込まれていないのが現状だと思います。今後、この件に関してはどう考えているのかお聞かせ願いたいと思います。</p> <p>答弁 岩原村長</p> <p>ただいまの御質問にお答えしたいと思います。</p> <p>確かに今、村の方の住宅、公営住宅というのは所得制限がございます。今、この辺の賃金も非常に高くなっているということもありますが、たいがい2人で入りたいという募集が今多くなってきておりまして、結婚を機に入りたいという方の募集が多くて、今朝し方も1軒の住宅に5世帯の募集があったというふうに聞いております。そういった意味でいうと、移住を考える上で受け入れる物件が少ないのかなというふうに思っております。公営住宅でしたら所得制限があるので、入れないレベルの方々が今、真狩村のほうに住みたいというような希望があるようなこととございます。それにつきましては、何かしらの対策を打たないといけなかなというふうにちょっと思っているところでございますが、民間賃貸共同住宅の補助金につきましては、去年からないのですが、これにつきましては、今社住宅の方が、先ほど言いました社の森ですか。この造成地につきましては、他の価格より安い価格で提供させていただいている。そういった意味で、他のところよりも優遇された土地が当たるといようなこととございます。必ずしも賃貸のアパートをそこに造るとい部分もありますし、そこに造るといことになりまして、ちょっとお金がかかる部分とございますが、あそこの住宅につきましては今までと違しまして、村外の所有者の方が建てるということも可能な住宅、民間が持っている土地の範囲の中ということとございますので、そういった意味で、前のこの住宅の補助金につきましては、村内の方のみというようなことで、村内の方を対象に光団地で建ててくれないかというようなことであったのですが、今回幅広く、村外の方が建てることとございますので、今ちょっと社団地も販売が始まったばかりとございますので、その様子を見ながら、どのように土地が埋まっていくのか、それから販売を促進するようなことをしないといけないのかどうかというのが、ちょっとまだ見えておりませんので、少し様子を見ながら考えていきたいなというふうに思っております。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 3 番 (安藤義明)	<p>そういうことで、よろしく願いいたします。</p> <p>安藤義明君</p> <p>村の公営住宅に入りたい人、たくさん応募があるということをお聞きしました。やはり公営住宅は所得制限とかいろいろな問題があって、金銭的な問題とか、条件をクリアしないと入れない。そういうことがあって、なかなか難しいもの。住宅はあるけれども、なかなか条件がクリアできなくて入れないという問題。賃貸住宅不足ということでも、社の森、そこを安めに設定して、村外の方に建てていただきたいということも用意しているとお聞きしました。なかなか社の森、安めの設定ということでもいいのですけれども、結局建設会社はあそこの指定されているとこだということ、なかなかよその会社が、真狩以外の方が建てたいといっても、いろいろ建築の面でなかなかその辺で折り合いが合いづらいということもなかなか考えられますので、あそこだけには絞らずに、できれば今、国としてもいろいろな戦略を考えていまして、国有地の地方公共団体の定期借地等を早期に実現可能にするという政策も打っております。そのようなことから、真狩村でも、真狩の村有地を無償譲渡とは言いませんけれども、長期的に安価で定期借地するとかを考えて、真狩以外の企業の方が民間賃貸住宅を建てやすいような環境をそろえるとか、そういう考えもできるのではないかなと思います。そうやって増設を促して、そういうような政策も考えるところでありますけれども、村長はどのようにお考えでしょうか。</p>
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	<p>答弁 村長</p> <p>ただいまの御質問の中にありました、賃貸住宅を建設する土地を無償で提供する、若しくは格安で提供するというような案でございましたが、その案につきましては、今どこか具体性は何も考えていませんけれども、全く否定はするものではないかなと思います。ただ、ひとつ、その規模がはっきり分らないと、例えば普通のアパートを造る方に、ただで村が土地を提供するということにもなりませんし、先ほどちょっと言いました農家の方の雇用というふうになると、その雇用になりますと、やっぱり雇用主が建てるというようなことになるのかなと思いますが、それも同じように無償でとか何かすると、個人にあれするというのは個人レベルだとちょっと不公平感が出るのかなと思います。ただ、ある程度の</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 3 番 (安藤義明)	<p>大きな宿舎、社員寮、それから宿舎を造ることになれば、またちょっと話は違って来るものでございまして、活性化になる、地域経済を活性化させる、そういうようなぐらいの規模のものでありましたら、村といたしましてもそのような今言った無償なり、低い値段で貸すということは検討に入りたいなというふうに思います。ただ、村の土地が非常に安いのです。ですから、ちょっと借りやすい値段でまともに出しても、他に比べると借りやすい値段かなというのをございますので、今の段階で安くするとか、ただにするとかということについては、ちょっと控えさせていただきたいのですが、検討する気持ちはあるということで御理解願いたいと思います。</p> <p>安藤義明君</p> <p>村の土地が安価であるというのを理解いたしました。</p> <p>今現在で、真狩村に農業実習生ということがたくさん入っております。ここ3年間、聞いてみましても、令和4年には50人、令和5年には80人、そして今年度はだいたい110人、これは1企業から入ってくる段階で、その他にももう一つ二つ実習生というのが紹介するところがありますので、まだまだこの1割2割は増えるのではないかと思います。農家自体が今大変労働力不足に悩んでおりまして、こういう人に頼らなければいけない。しかしながら、そういう人たちを受け入れる住宅、これが本当に少ない。真狩村の今用意している数にしても、全然足りるような量でもない。あと農家の個人で用意している方もおります。しかしながら、労働力が足りないといって用意できるのは、本当に力のある農家であって、なかなか全員が全員そうやって用意することもできないと思います。</p> <p>国は、政府はデジタル田園都市国家戦略というのを昨年策定したのを発表いたしました。その中でも関係人口の創設とか拡大増、または2地域居住等の推進とか、デジ活とか、いろんなことを推し進めております。その中にもいくつか当てはまる項目があると思います。この交付金の内容は735億円と、とても大きなものです。これから真狩村の人口を落とさないためにも、維持していくためにも、農業と、あと移住・定住の両方を考えて、そのような立場から、農家の方にはJA、あるいは農家、あと役所と共同になってそういう国の施策を利用して、できれば人手の問題を解消できるように、共同で進めていってはどうかと思いますけれども、その辺についてお伺いいたします。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	<p>答弁 岩原村長</p> <p>それでは、ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。</p> <p>ただいま御質問のありました、外国人労働者の受入れについてでございますが、令和6年度110人という数字には、ちょっと驚きましたけれども、110人受け入れることが、今の状況では村では確かに難しいかなというふうに思っております。ただ、先ほど来から言っています、移住・定住と労働力確保というのは、また政策的に同じような感じですが、ちょっと違う意味があるかなというふうに思います。たぶん、労働力確保の場合は、シェアハウスを想定する方が多いのかなと思いますし、移住・定住はあくまでも個人が、家族が単位で住んでもらうというようなことでございますので、同じ住宅をシェアハウスに使ったりあれするということにはちょっとならないと思っております。ですから、シェアハウスであればシェアハウス用の建て方、造り方なりになってくるのかなというように気が私はいたしております。そういった中で、農家の方の労働力がないということは、一つの問題だということは認識しているところでございますし、いろいろ寮をつくりたいというお話もございまして、そういった中で、そういうものが出来てくると、夏場の利用というものがまたちょっと変わってくるのかもしれないし、今村の方である既存の施設の中で使えるとか、使いたいという希望があるのであれば、選考はしないといけませんけれども、それについても協力できる部分があれば協力するということは、村としても惜しまないつもりでございますので、もし具体的にそういうようなお話があるのであれば、また積極的にお話を聞きたいなというふうに思っておりますので、御理解を願いたいと思います。</p>
	議 長 (佐伯秀範) 3 番 (安藤義明)	<p>安藤義明君</p> <p>移住・定住と農家の人手対策の確保というのは別と言われていましたけれども、私としては、農家の産業を守るという面で、また人口を減らさないという面で、今は実習生が来ているかもしれないけど、もしそういう場所が用意できれば、隣周辺のリゾート地にいる方が夏場来て、そういうところに入ってくれるという可能性も含めております。ましてや、一応実習生の方々も住民票は移していただいているということもありますし、またそういう労働力を、よそから来て、また真狩の方が賃金を払って、この賃金はまた真狩から流出するんですよね、結局は。それでな</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>くて、その人たちを真狩の中で住んでいただいて、雇用して住んでいただければ、その中にそういう労働力の賃金とかそういうのも真狩の中に取り込めるといふのもあると思います。私は人口をこれ以上落とさないで維持していくためには、その出発点は一緒で、そこから両方に分かれていくかもしれないけど、最終的には同じところにたどり着くのではないかなど、私の意見なのですけれども、そう考えますので、今後タイヤの両輪かなと思いますので、住宅確保とか、いろいろこれからまた出てくるといふ思いますけれども、できれば早めに、この人口が落ち込む前に、なんとしても、この110人とありますけれども、また来年はどんどん増えていく可能性があります。すぐには建物は建ちません。早め早めにいかないで、なかなか建物も建たないし、その辺のケアはできないと思いますので、また農家の皆さんもいろいろなところで話し合っ、JAとかこういう人をあつせんする会社とかで話し合いをして、今やっしていきたいということも言っましたので、その辺に村も一緒に話し合っ、これからどうしていくかというのを話し合っただけだと思っます。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)</p>	<p>答弁 岩原村長</p> <p>ちょっと私の説明が至らなかったというか、ちょっと舌足らずだったところがあったのかなと思っますが、移住・定住の場合の住宅確保というのは、昔からやっていることございまして、村として住宅を造っただく、村に住んでいただくということについては、従来どおりの考え方ございまして。今の労働力の確保につきましては、これはどこが主体でやるのかという話があると思っのです。そして要は、農家の方といえども個人事業主の方が労働力確保するために今大変苦勞されていることには分かっております。そういった中で、農協でもいいのですけれども、法人化して農家の人が集まって、みんなで何か住むところを確保したいというふうなお話であれば、村としても確かに協力する、支援をするということには可能かと思っますが、今の段階で村が労働力を確保する、主体になるというふうなことでは、ちょっとまだ考えていないところございまして。そういった意味で言う、要はその農家の方が苦勞されていることに対して、何かしら協力するということについては、聞く耳を持ちますよというふうな意味で、先ほどちょっと申したのですけれども、いろいろ村にも施設がございまして。そういった意味で、先ほど言っました民間の団体なり、そういうところからお話があれば、それにつ</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
14 : 24 散会	議 長 (佐伯秀範) 3 番 (安藤義明)	<p>いて村も確保する重要性というのを理解しておりますので、相談には乗っていきなというふうに考えているところでございます。</p> <p>安藤義明君</p> <p>私もなかなか舌足らずで、説明がちょっとうまくいかないで申し訳なかったですけれども、最初にも述べましたけれども、真狩の人口が2,000人規模を維持していけるよう、行政それぞれの課がいろいろとアイデアを出し合って、この慢性的な住宅不足というのを解決できるよう、整備してもらいたいと思いますので、知恵を出し合ってなんとか打開していける方向性を見出してほしいと思います。</p>
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	<p>答弁 岩原村長</p> <p>執行方針でも申し上げましたけれども、人口減少というのが、これから村が立ち向かっていけないといけない大きな課題の一つだというふうに認識しておりますので、こっちが良くてこっちがだめだという議論でなくて、やはり産業も興さないとはいけませんし、人口も増やさないとはいけないということで、そういうような部分が合致できる部分があれば、積極的に村としてもやっていきたいというような気持ちは安藤さんと同じだと思いますので、これから頑張ってやりたいという気持ちを言いついて、答弁とさせていただきます。ありがとうございます。</p> <p>(安藤議員「終わります。」)</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>これで安藤義明君の一般質問を終わります。</p> <p>以上で、一般質問を終わります。</p>
	〃	<p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>12日及び13日を休会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>12日及び13日は、休会とすることに決定しました。</p> <p>14日は、午後3時までに議場に御参集願います。</p> <p>本日は、これで散会いたします。御苦労様でした。</p>